

呉復補部一五

昭和三十二年五月十五日

呉復補部一五

呉地方復員局補給部長

復員局補給部長殿

佐伯出張所閉鎖に伴う物資處理に関する件通知

當部佐伯出張所保管物資員に付終戦後より今日迄程々問題あり其の経緯並に結末左の通に付通知する

一物資保管の経緯

元呉海軍々需部佐伯支部には終戦前作戦の關係上同地に相當多量の物資を保管せる處終戦後之が接收並に保管員供給に他の一般と異なりたる事情あり即ち八ヶ分縣に於ては終戦後元第十二航空廠の物資放出

海軍

0599 21.6.22

問題に關し種々問題を惹起したる為同地進駐軍は物收員の
放出並に意公に關しては極めて慎重なる態度を保持し常に
又々方面を監視しつゝあつた

2. 吳海軍を需部佐伯支部に於ては之等の状況並に又復員

者事務業の重要性に鑑み物收員引渡の正式手續(需品部

出張所)進駐軍(内務省)に依ることなく同地進駐

軍と交渉の結果保管物済員を當需品部佐伯支部長類

事務官に保管官と命ぜられ復員並に揚海に必要なる

場合は進駐軍の承認を得て供給することゝあつた

3. 右手續並に又置に關しは縣當局に於て之を不當とし

當需品部佐伯出張所當業者に教次折衝せしむる途に

妥結を見らるに至らず縣當局に於ても進駐軍と微妙なる
關係並に佐伯出張所長の性格等と考慮し敢て積極

海軍

約に出ず今日に至った

4. 佐伯出張所長は物資保管は何人に指命せらるるか如き観念念を持し又會計上の處置等に関し誤解より之等物資の保管態に移動に関し總て進駐軍と打合せの上處理し當需品部本部とは意見の相違多く之が爲教次の折衝を行つた

5. 今般佐伯出張所を廃止することになりたる爲本物資處理方法に関し當方より佐伯に指命せしむるも佐伯出張所には進駐軍と打合せの上吳需、佐需、及縣に還納保転又は接收すること、一、然保管物資の處置を爲しつ、あつた

6. 之等の諸点に就ては佐伯出張所より當需品部本部に連絡無く所長獨自にて實施し尚一、二の点に就ては

海軍

直接本省水方面と連絡したるもの、如し

又右の様は事情で當方面より在庫調査等を要求するも之を提出せず為には需品局第一九一五三一番電に依る在庫品の品名数量等の通知は當方面では直ちに出来なかりし知ありたい

二、右に對する處置

以上の諸点に關し之を是正する為佐伯出張所長の本部出張を求めたるも都合上出張せざりしを以て當方より長官本職、總務部伊藤事務官外當需品部事務官等現地並に大分縣廳に出張左の通知を置し之が結末を告ぐる事とし

一、現在迄佐伯にて取りし處置は進駐軍との關係もあり此の便にとり改めて正式接收手續は之を行はず然し出来る

海軍

大け進駐軍との折衝書類等を整備し置き後日の証憑と
すること

2. 残品に對し縣に接收引渡すべきものは正式接收手續を行ひ處
理すること

3. 保管転換其他に關する會計上の正式手續を減ルべく行
ふこと

三、所見

1. 以上の諸に關しては終戦出陣時の混乱あり又大分縣に於ける
特殊事情ありと雖も終戦後物資處理の正式手續も
行はず之に對する本部の指命にも服せず且縣並に地方各
官廳等に對する感情並に行政事務を阻害したるは極
めて遺憾である。

2. 終戦時物資員が鬼角散逸しては舞踊を妨が極

海軍

力之と保管維持し復員事業に貢献したる業績は
認めねばならぬ

(実業家の中)

其の如く伊は部下を率へ

る事能はるるに堪ふ

由人なき以て合のりなり

る事能はるるに堪ふ

る事能はるるに堪ふ

十三二七



海軍

0604

寫

給付課長

庶務課長

部員

部員

吳復總務部長

吳復補伯出第一。補一ニ

昭和二十一年六月二十五日

吳地方復員局補給部佐伯出張所長

六十九

印

庶務課長

印

吳地方復員局補給部長殿
佐世保地方復員局補給部長殿
吳地方復員局補給部關門出張所長殿
佐世保地方復員局補給部福岡出張所長殿
佐世保地方復員局補給部鹿兒島出張所長殿

當部ヨリ送付セル糧食ニ關スル件通知

一 貴部ヨリ送付セル糧食ハ之ヲ全面的ニ復員輸送ニ充テルトノ約束ノ下ニ大分占領軍司令官ヨリ本官ガ實ヒ受ケタモノデアルカラ内地ノ掃海部隊等ニ使用スルノハ安當テハナイ
掃海部隊用及外地追送用ハ別途ニ割當ガアル筈ガカラソノ點ヲハツキリ區別シテ供給シテ貰ヒタ

為送付先

第二復員總務部局長、吳地方復員局總務部長
佐世保地方復員局總務部長

(終)

海軍

0605 21.7. 2

廣島第二一二號ノ五八ノ五

庶務主任

昭和二十一年六月二十四日

運輸省廣島地方建設部長

呉地方復興局長官殿

元海軍施設課課長に關する件

當部は従来大竹町に本部を置いて居りましたが郵務進行上早急廣島市に移轉する必要に迫られ事務所新設位置に關し各方面と打合せ中でありました。が今般廣島驛前鐵道病跡跡に決定いたしました。

新設事務所は現下の木材獲得困難な状況は豫算の關係から是非共元軍用建物の譲渡を受けて使用する外ない實状ですが大々放りに聞取りから見て潜水學校第十二實習場が最優でありますので之を譲渡移築したいと希望し財務局長宛別紙の趣申請しましたので費用に於ても特別の御座

重
査
省

0607 21.6.26

購で當館に譲渡方御了解願ひます

尙現物はこの一部を運輸部補充課が倉庫として使用してありますが補充課長との打合せによれば本建物の共同使用は物品の保管警戒の都合上支障があるが半分解説運搬して使ふことは復員局に於て異議のない限り當課として差支ない旨聞いてあります

従つて建物全体の譲渡は運輸部の解雇の節行ふ條件で差當り半分直ちに解説出張を様に御取計ひ下さい

尙切断部分は當館で適當な工作をして残部を當分倉庫として使用せらるるに不便のない様に致します

(別紙寫添)

(終)

0608



廣建第二一二號ノ五八ノ二

昭和二十一年六月二十四日

運輸省廣島地方建設部長

廣島財務局長殿

元海軍施設讓渡移築申請の件

當本部の廣島市移轉決定に伴ひ之が事務所に必要ですから左記施設を讓渡の上移築の件御認可下さい

記

高送付先 興地方復興局長官

名稱	圖解有様		建築物面積	構造	使用目的	現在地	移轉先	備考
	敷地	建物						
潜水艦校 第十二實 習場	官地	海軍潜水艦校	約九〇〇平米	木造 二階	運輸省廣島地方建設部本部事務所	佐伯郡大竹町	廣島縣前元廣島道庁跡	

重 康 省

0609

奥復第七八一號

昭和三十一年六月三十日

關係各職長殿

奥地方復興課課長
奥地方復興課經理部長

官職に保替換をする特殊物件の經理
措置に関する件照會

前題の件に關し別紙の通照會があつたから該當事項があつた場合は定められた様式に依る報告書五通を翌月末日迄に經理部に送付されたい

(終)

0611

補給
道修
経理

21
7
22

吳復
21 7 22
松村清

0612

二復經主第一號の二六

昭和二十一年六月十三日

第二復員省總務局長

第二復員省經理局長

各地方復員局長官 殿

官廳に保管換をする特殊物件の經理
措置に關する件通知

首題の件に關し別紙計發第一四八號の通り通牒があつたが同通牒による諸
手續は一括中央に於て處理するから特殊物件の取得及使用に關し毎月取纏
め別紙様式による報告書四通を翌月十五日までに第二復員省經理局（主計
課）に送付されたい

追而一別紙第一號の「直接官廳で使用するため」とは直接使用する場合
のみならず工事又は物品の製造用として當該諸職員者に交付する
等の場合を含む廣義のものである

0613

ニ本文所定の毎月報告は六月分以降につき行ひ本年五月以前分につ
いは三月以前と四、五月に區分しなるべく速に送付されたい

寫發付先

大藏省主計局長、内務省調査部長、海運總局長官、
仙臺、東京、大阪、京都、廣島、熊本、各財務局長、
青森、神奈川、京都、廣島、長崎、石川、福井、兵庫、大分各縣知事、
東北、關東、近畿、中國、九州各海運局長、神戸海運管理部長、
大湊、横須賀、舞鶴、吳、佐世保各海運支局長

(終)

0614

別紙様式

昭和 年 月 日

第二復員省宛

地方復員局

艦艇器材造修用資材（需品）取得（使用）報告

品名	稱呼	数量	單價	代價	引取に要した経費	記事
合計						
以上引取に要した運搬費又は何々々						

備考

- 一 艦艇造修用資材と需品用資材とは各々別紙とすること
- 二 引取経費が特定の物品に特に要したものは當該物品の該當欄に其の金額を記入すること
- 一 纏めにして費用が掛つたものは一括して記入すること

0615

三、故品、^種消耗品、適格外品の場合は記専欄にその旨記入すること

四、使用報告に於ては復員局直接使用、復員局契約の工事又は物品の製造用として當該請負者に交付、中央契約の工事又は物品の製造用として中央の指示による當該請負者に交付等の區分に従ひ夫々○、△
* 印を品名又は數量欄に記入すること

0616

計發第一四八號

昭和二十一年五月二十三日

大藏省主計局長野田卯一
内務省調査部長青木秀夫

殿

官職に保管換をする特殊物件の整理
措置に関する件

標記の件に關しては左記によつて處理することとなりましたから篤と御了承の上御實行相成りたい、奉命によつて通牒する

記

一 特殊物件を直接官職で使用するため、これに保管換を行ふ場合はその經費所屬が一般會計のときは無償、特別會計のときは原則として有償とする

二 無償保管換の場合は、特殊物件を取替する實際（以下引受官職と稱する）はその年度の豫算についてその物件を購入するのに必要な金額に相當する額を不用額として處理すること
此の場合その豫算が繼續費であるときはその物件の購入に關する經費を

0617

計上してある年度の豫算について右の處理を行ふこと

前項の場合の特殊物件の價格については第三號、第一項に準じて定めること

第一項の不用額の計算については特殊物件の價格からその引取に要する費用、修繕に要する費用其他必要已むを得ない費用を差引くことを得ること

不用額を決定したときにはその金額と計算を明にした計算書とを特殊物件の引渡をした官廳（以下引渡官廳と稱する）を経て大藏省主計局及び内務省調査部に通知すること

三、有償保管換の場合の特殊物件の價格は受渡の際に於ける公定價格、公定價格のないものは公定價格を参考として定める時價を基準として定めること但し故品、損耗品及び適格外品についてはその程度に應じた減額を行ひ得ること

又その物件の引取等に特別の運賃等を要するときはその實費を控除し得ること

引渡官廳は前項によつて保管換の價格を決定してその旨を引渡官廳及内務省調査部に通知し更に引受官廳に納入告知書を發すること

引受官廳は右の納入の告知に基いて納入に納付の手續を取ること

第一項の保管換價格の決定、特に時價、減價、引取に要する運賃等の計算に關しては要すれば引渡官廳に關係者を以つて打合命等を設ける等適正に實施すること

四 原素材關係特殊物件の經營措置については別に定めるところによること
なほ特殊物件は昭和二十一年勅令第六百三十三號第二項によつて地方公共團體が貸與を受け使用する場合に格別これを地方公共團體に拂下げ
る場合は總て有償とするものであることを念のため申添へる

0619

異地方復員局長官殿
二復員省第一号の二六

昭和二十一年六月十三日

第三復員省総務局長

第三復員省経理局長

五五〇〇〇

各地方復員局長官殿

官廳に保管換をする特殊物件の経理措置に関する件 通知

首題の件に關し別紙計發第一四八號の通り通牒があつたが同通牒
による諸手續は一括中央に於て處理するから特殊物件の取得及使
用に關し毎月取纏め別紙様式による報告書四通を翌月十五日まで
に第三復員省経理局（主計課）に送付されたい

追而一、別紙第一號の「直接官廳で使用するため」とは直接使用する

場合のみならず、工事又は物品の製造用として當該請負者に
交付する等の場合を含む廣義のものである

ニ本文所定の毎月報告は六月分以降につき行以本年五月以前
分については三月以前と四、五月に區分し、なるべく速に送付されたい

0621 21.6.18

寫送付先

大藏省主計局長、内務省調査部長、海運総局長官、
仙台、東京、大阪、京都、廣島、熊本、各財政力局長、
青森、神奈川、京都、廣島、長崎、石川、福井、兵庫、大分各縣知事、
東北、關東、近畿、中國、九州、各海運局長、神戶海運管理部長、
大湊、横須賀、舞鶴、兵、佐五保、各海運支局長

(終)

0622

一 纏めにして費用が掛ったものは一括して記入すること
三 故品、損耗品、適格外品の場合は記事欄にその旨記入すること
四 使用報告に於ては復員局直接使用、復員局契約の工事又は物品の製造用として當該請負者へ交付、中央契約の工事は物品の製造用として中央の指示による當該請負者へ交付等の區分に従ひ夫々○、△、※印を品名又は数量欄に記入すること

0624

計發第一四八號

昭和二十一年五月二十三日

寫

大藏省主計局長 野田 卯一
内務省調査部長 青木 秀夫

殿

官廳に保管換をする特殊物件の經理措置に関する件

標記の件に關しては凡記によつて處理すること、なりましたから、篤と御了承の上、御實行相成りたい。命によつて通牒する。

記

一 特殊物件を直接官廳で使用するため、これに保管換を行ふ場合は、その經費所屬が一般會計のときは無償、特別會計のときは原則として有償とする。

二 無償保管換の場合は、特殊物件を取得する官廳（以下引受官廳と稱する）は、その年度の豫算に於いてその物件を購入するの必要は金額に相當する額を不用額として處理すること。此の場合その豫算が繼續費

0625

であるときはその物件の購入に関する経費を計上してある年度の豫算に

ついて、左の處理を行ふこと

前項の場合の特殊物件の價格については、第三節第一項に準じて定めると
第一項の不用額の計算については、特殊物件の價格からその引取に要す
る費用、修繕に要する費用、其他必要已むを得ない費用を差引く
ことを得ること。

不用額を決定したときは、その金額と計算を明にした計算書とを特殊
物件の引渡をうけた官廳（以下引渡官廳と稱す）を経て大藏省主計局
及び内務省調査部に通知すること

三、有償保管換の場合の特殊物件の價格は、受渡の際における公定價格、
公定價格のほいものは公定價格を參考として定め、時價を基準として
定めること。但し、故品、損耗品及び適格外品についてはその程度に應じた
減額を行ひ得ること。又その物件の引取等に特別の運賃等を要するときは
その實費を控除し得ること。

引渡官廳は前項によつて保管換の價格を決定して、その旨を引渡官廳及
内務省調査部に通知し、更に引渡官廳に納入告知書を發すること。

引渡官廳は右の納入の告知に基いて、歳入に納付の手

0626

第一項の保管換價格の決定、特に時價減價引取に要する運賃等の計算に關しては要すれば引渡官廳に關係者を以つて打合會等を設ける等適正に實施すること。

四、原素材關係特殊物件の経費措置については別に定めるところによること。
なほ特殊物件は昭和二十一年勅令第六百三十三號第三項によるて地方公共團體が貸與を受けて使用する場合は格別これと地方公共團體に拂下げの場合とは総て有償とするものであることを念のため示す。

0627

寫

紙

員

佐伯藩 第三四號ニテ

昭和二十一年七月二十日

佐伯掃海部長

大分縣知事殿

自活用物件 処理之件 照會

別紙物件は自活用として佐伯掃海三回芳ノニ依
り送付の目録に記載せず使用中でありテ
今圓追加目録として提出しおすか解隊処理上時日
の無い為假に地方事務所及佐伯市に保管を委託し
たから了知ありたい

別紙一部添

(紙)

海軍

0628 21.7.22



マツ	作	食	持	全	長	玉	戸	軍	ペ	ツ	ソ	引 渡 目 録 (自 活 用) 佐 伯 掃 海 部
ト	業	卓	子	製	卓	突	柵	務	ニ	イ	フ	
	卓	卓		書		台	机		テ	テ	ア	
巻	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	個	
一	四	七	三	六	八	一	七	四	二	三	二	
丸	踏	ヒ	電	瓦	夕	大	膳	夕	ワ	航	揚	佐 伯 掃 海 部
卓	台	ニ	灯		ニ	柄	窓	夕	イ		水	
		ホ	笠		ツ		板	夕	ヤ		ホ	
		ニ	(丸)		ボ			夕	ー		管	
個	個	個	個	枚	個	台	台	台	条	本	台	
一	一	二	八	一 三 〇	六	一	三	一	二	五	一	

海
軍

(原本抄)

0629

セメント瓦	木製寝台	全製寝台	二重寝台	洋服がえ	十工スト	黒板大	ワリ小	タニス	台秤	長縄掛	兵食器大	リツ中
板	組	組	組	個	個	個	個	個	個	個	個	個
二八〇〇	四〇〇	五	六	三	八	四	一〇	三	一	五	三五	一五〇
兵食器小	陸織小	釜小	茶瓶	洋鍋	フライパン	配食器	大器	洋器	土瓶	井	汁茶碗	
個	個	個	個	個	個	組	個	個	個	個	個	個
二五	二	二	二	六	五	一	七	二	一	三	一〇	一一

0630

鮎湯 の素	フー ヒ の素	鮎 の素	ミカ ニ 酒	ブ ド ー 酒	砂 糖	乾 巴 生	ミカ ニ 生	被 服 櫃	兩 衣	吉 蚊 帳	吉 毛 布
kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
50	100	100	100	100	150	100	100	100	100	100	100
塩	標 米	鱈 缶	鱈 缶	ア ス パ ラ 缶	紅 鮭	乾 燥 馬 鈴	友 餅 の素	乾 燥 牛 肉	鱈 の 缶	五 目 飯 缶	特 殊 刺 身 缶
kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
50	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

毎
車

(原
納)

0632

粉	瓊	絲	大	椎	濃	團	乾	尾	へ	人	花	米
乙			下		縮	型	燥	攪	ッ	参	ッ	
酸	豆	豆	木	茸	醬	味	野	糧	ト	出	キ	
					油	噌	菜	食			ョ	
kg/kg	kg/kg	kg/kg			kg	kg/kg	kg/kg	kg/kg	kg/kg	kg/kg	kg/kg	kg/kg
四〇	五〇	四〇	七〇		五〇	四〇	七〇	七〇	四〇	六〇	六〇	八〇

0633.

控

吳経路 一 号

昭和二十一年七月三十日

大阪地方復員局総務部長
大阪地方復員局経理部長殿

吳地方復員局総務部長
吳地方復員局経理部長



舊吳海軍工廠所管木材の件回答

日本通運大阪支店保管中の首題品七千石の拂下取消すれば日本通運吳支店より請求中の左記債務決済不能となるので右債務を大阪府又は新に拂下を受くる者に於て解決することを条件とし日通吳支店に對する拂下を取消し大阪府に無償移管のことに致したい

追て本件處理者として中田事務官を派遣するから可然御配慮を得たい

海軍

0634

記

一、吳に於て流失せる編次資材の補償

三五三、五一四、五〇〇

二、大阪に於て

一一七、六四一、四〇〇

三、高知縣各貯木場に於ける木材保管料

八三、四、五五、三二〇

四、大阪港に於ける集材費及保管料

(未定)

(終)

海軍

0635

寫

局

總務部長

總務部長

庶務部長

部員

復總第八〇六號

昭和二十一年八月十二日

大阪府特殊物件處理事務所局長 殿

大阪地方復員局總務部長

八月二十日送付

業務主任



21.8.16

舊軍用木材移管の件照會

本道連大阪港支店保管中の別記木材は終戦後各商所有權にて有償拂下
と決定せらるも會社處理未済又は處理法未指示の儘今日に及びたるも本件は
物件として貴局に移管するを適當と認めらるるので正式移管する

記

約七、〇〇〇石

約六〇〇石

約七五〇石

一別紙關係書類添付

高橋信雄

三原誠
岡田清
長

海軍

「終」

0636

二復館第七七號

昭和二十一年七月十五日

復員局第二復員局長事務部長

大阪地方復員局長殿

齋藤軍用本館の處理に關する件照會

復員局長會議の際貴官から申告のあつた日本運送大阪船文庫で保管中の
齋藤本館は終戦直後放出したるものゝ關係各館にて有償整理方費金した
ものと考へられるが此の點急遽に處理するを適當と認めるかも貴局より
大阪府特殊物件處理事務所に引渡の上、現地海軍にも送附して特殊物件
として處理の事に賛成されたい

越前日本運送の請求する本館保管料は大阪府特殊物件處理事務所と
本運送間で處理のよとに送られたい

記

0638

無瀬局材 六〇〇石（昭和十七年頃購入）
横施材 七五〇石（同）
吳職材 七、〇〇〇石

高送付先

横須賀地方復興局長
吳地方復興局長

「終」

0639

吳経第一號ノ八八

昭和二十一年七月三十日

吳地方復員局總務部長

吳地方復員局經理部長

大阪地方復員局總務部長殿

舊吳海軍工廠所管木材の件廻答

日本通運大阪支店保管中の首題品七千石の拂下取消すれば日本通運吳支店より請求中の左記債務返済不能となるので有債務を大阪府又は新に拂下を受くるものに於て解決する事を條件とし貴局吳支店に對する拂下を取消し大阪府に無償移管のことと致したい

是而本件處理者として中國事務官を派遣するから可無御願慮を得たい

記

0640

一、奥	に於て流失せる編次資料の補償	二五二、五一四、五〇〇
二、大版	に於て	一一七、六四一、四〇〇
三、高知縣各貯本場	に於ける本材保管費	八二、二五五、五三二〇
四、大版巻に於ける集材費及保管料		(未定)

「終」

0641

817039

長六(3) 海軍局長(3)

呉後身八五子

昭和二十一年八月十三日

呉地方復員局長

高知縣知事殿

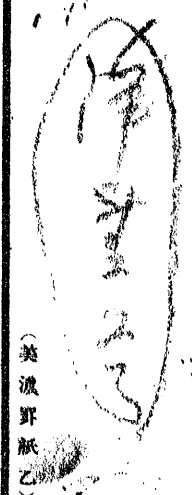
^{リスト}外重油處分の件照會
 昨年十月末須崎第三突撃隊^に乗^り出^した^り際^にリスト^外
~~重油五、四噸（ドラム）~~ 罐二十七本^を一時高知地方復
~~員人事部として保管させてある~~ 當方處理上本件は貴縣
 軍需物件處理部に於て引継の上~~重油統制機關~~に移し處理
 方針を得度い
 尚此の際高知地方世話部第二課より民間復員扶助方面の事業団
 体の有償拂下^に関し申出^{あり}は御勘考の上可然希望参酌され
 度い

寫送付書

高知地方世話部第二課長

横山小太郎

海軍



(美濃野紙乙)

0642

昭和三年一月廿二日

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知地方長官に送る

高知

高知

海軍

0643

吳復第八三三號

昭和二十一年八月十三日

吳地方復員局長

高知縣知事殿

「リスト」外重油處分の件照會

昨年十一月末在須崎第二十三突撃隊にて放出せる重油五、四噸（ドラム
罐二十七本）を回收させ元高知地方復員局人事課をして假保管させてある
が當方復員局本件は貴縣軍需物件處理部に於て引繼の上處理を待度い
尙此の際高知地方世話部第二課より民間復員扶助方面の事業團體の有償
拂下等に関し申出あらは御勘考の上可然希望參酌されたい

（寫送付先）
高知地方世話部第二課長

（終）

0644

214

通信長
電信部
暗號部

艦司令長
副長
當直將校
關係者

司令部附

司令長官
參謀長
首席參謀
幕僚

214

海軍電報起案譯文用紙

月	日	受信時刻	作成時刻	翻譯者	記事	番號	指	發信所	送信所
						三	至		
<p>江田島印刷機板ハ大阪毎日別ニラ 委員會ハ配介ハ決定ヲ得タルヲ以テ 振替送ヲ終ヘ大阪ニ輸送スルヲ種々 解ヲ得ワタルハ况 此ハ甚ク考慮ハ上可 四日六了</p>						所	艦	信	受
						2150CP			
						者	信	着	
						總務部長			
						者	報	受	
						總務部長			
						分區	理整	者信	發
						總務部長			

通信文

平文暗號

無線有線

附表第一 (様式第一)

整理番號

電波

K.O.

0645

三三三

總務部長 (天)

總務課長

日駐團法人 帝國海軍軍人ホーム報恩館跡敷地返還
及 旧海軍測候所用バラック無償拂下ニ関スル件

一位置

自馬

財務局

帝國海軍軍人ホーム
理事長(含母)
十時 菊
吳市下山手町廿五
電話三〇〇五番

旧軍人ホーム敷地 (所有者 財団法人報恩館)

旧製候所
バラック
原庫田

復員局

所有者
吳復

24-8-30

海軍

0647 0646

總務部長
○

總務課長
○

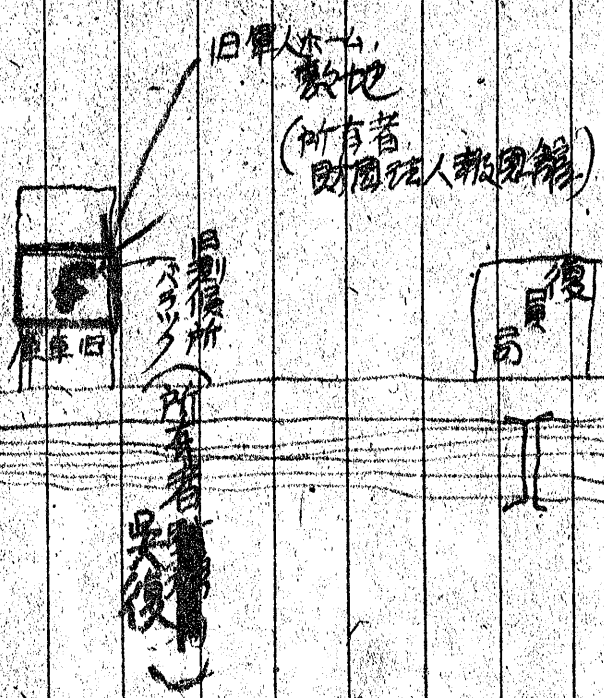
一位置

目録

財務局

及日海軍測候所用バラック無償拂下ニ関スル件
日海軍測候所用バラック無償拂下ニ関スル件
日海軍測候所用バラック無償拂下ニ関スル件
日海軍測候所用バラック無償拂下ニ関スル件

24-8-30



海軍

青島西康路事務所
柳田三吉
電話三五七三

0647 0646

二 経緯

- (1) モト軍人カム穀園館アリ海軍盛ニ利用セリ
- (2) 終戦前旧運輸部ヲ借用使用中、クハ、爆撃ヲ受テ全焼
旧運輸部半焼跡ニハ、クハ、クハ、建テ引續キ使用
- (3) 旧運輸部解散後、兵隊班ヲ使用
最近兵隊班ヲ転出カモリ、明屋トナリ、修復トシテハ
公的ニ不要トナレリ
- (4) 現在附近ニ避難民、無断ニテ住ミ、コトニ設置セバ、ハ、クハ、クハ、
荒廢スル虞アリ

三 対策

- (1) 敷地ハ所有者ニ返還ス (終戦以後、地代未拂ナリ)
- (2) バラックハ所有者ニ拂下ゲ移管ス (地代其他ト相殺ス、無償拂下トス)
- (3) 軍人ホーム財団法人 (代表者) ノ要請アリ
- (4) 數十年來海軍ノ上下ヲ通シ、右ホーム、在館ナレリ
終戦前運輸部ヲホムヲ借用使用中全焼セリ
終戦後モ引續キ兵隊班ヲ在地所ヲ無償使用セリ
- (5) 復員局トシテハ、差当リ公的用途ナシ
- (6) アト其儘日本キリキ下教會ニ、使用セシムル予定、由